
教科書の歴史と展望

2021.3.14

教科教育学コンソーシアム設立会議
記念シンポジウム
東京書籍株式会社 渡辺能理夫

我が国における教科書

- 我が国において、教科書は全ての児童生徒が必ず用いるものであり、全ての国民が使用した経験を持つ極めて身近な存在として定着しているとともに、過去百年以上にわたって、不斷の授業改善に向けて教員同士が互いに学び合う姿、さらには、紙の教科書を基本として学習する児童生徒の姿は、我が国の学校教育の基本スタイルを形作ってきた、まさに文化とも言えるものである。

-
- また、戦後間もない時期に創設された現行の教科書制度により、各教科の学習における主たる教材として、質が確保された教科書が全ての児童生徒に確実に届けられることが担保され、これにより、児童生徒に対して学びの方向性とともに、基礎的・基本的な教育内容の履修が保障され、もって全国的な教育水準の向上や教育の機会均等の保障、適正な教育内容の担保等の実現が図られており、我が国の教育の質は、教科書によって支えられてきたと言っても過言ではない。

(「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議
最終まとめ 2016.12.6)

教科書の定義

- 教科書とは、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」とされています（発行法第2条）。（文部科学省HP>教科書制度の概要>1.教科書とは）

教科書の制度的位置付け

- 使用義務
- 教科書検定
- 無償給与
- 国による発行指示、定価認可
- 著作権の権利制限

昭和 教科書「を」教える ＝教授材(内容)

1945 敗戦 → 墨塗り教科書、国定教科書廃止

1947 教育基本法・学校教育法

学習指導要領試案

検定教科書制度

→ 教科書編集開始

国語 柳田国男

社会 海後宗臣

算数 彌永昌吉

理科 服部静夫

平成 教科書「で」教える =学習材(活動)

1984～ 臨時教育審議会 → 個性の重視・育成

1989 第6次学習指導要領 → 新学力観

生活科の新設

検定規則・基準改正 → 個性豊かで多様な教科書、4年周期

「体様のめやす」→大判化・多色化

=活動場面、活動指示

令和 教科書「から」学ぶ =学びの入り口(環境)

- 2017 第9次学習指導要領 → 主体的・対話的で深い学び
Society5.0、「情報」「探究」
- 検定規則・基準改正 → QRコード
- 2018 デジタル教科書制度化
- 2020 GIGAスクール構想 → 1人1台端末環境
- 2021 学習者用デジタル教科書普及促進事業 → 教科書のデジタル化？

令和の日本型学校教育

2021 第10期中央教育審議会答申

- 個別最適な学び
- 協働的な学び
- 働き方改革、GIGAスクール

デジタル教科書・教材の区分

- 指導者用デジタル教科書(教材)
- 学習者用デジタル教科書
- 学習者用デジタル教材